

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（昭和59年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）<u>第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）</u>、<u>同条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）</u>、同条第10項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）、同条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）に係る障害者総合支援法第5条第18項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。）及び障害児に係る同条第19項に規定する基本相談支援</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）<u>第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）</u>、同条第10項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）、同条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）に係る障害者総合支援法第5条第18項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。）及び障害児に係る同条第19項に規定する基本相談支援</p>

<p>〔(4)・(5) 略〕</p> <p>(利用料金)</p> <p>第13条 〔略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>(1) 生活介護を受ける者(次号に掲げる者を除く。)</u> <u>障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び食事の提供に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額</u></p> <p><u>(2)～(7)</u> 〔略〕</p> <p>〔4 略〕</p>	<p>〔(4)・(5) 同左〕</p> <p>(利用料金)</p> <p>第13条 〔同左〕</p> <p>〔2 同左〕</p> <p>3 〔同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>(1)～(6)</u> 〔同左〕</p> <p>〔4 同左〕</p>
<p>備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（以下「改正後の条例」という。）第13条第3項の規定による利用料金の額の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項及び改正後の条例第13条第4項の規定の例により行うことができる。